

# ～新型コロナウイルス感染症に関する事業主支援のご案内～

## 母性健康管理措置による休暇取得支援助成金



### ▶▶助成金の対象

①～③の全ての条件を満たす事業主が対象です。

令和2年5月7日から同年9月30日までの間に

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置（下記注）として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上**が支払われるものに限る）を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**した事業主であって、

令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に（※）

- ③ 当該**休暇を合計して5日以上取得**させた事業主 （※新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間）

### ▶▶助成内容

\*1事業所当たり20人まで

対象労働者1人当たり **有給休暇計5日以上20日未満： 25万円**  
**以降20日ごとに 15万円加算（上限額：100万円）**

### ▶▶申請期間

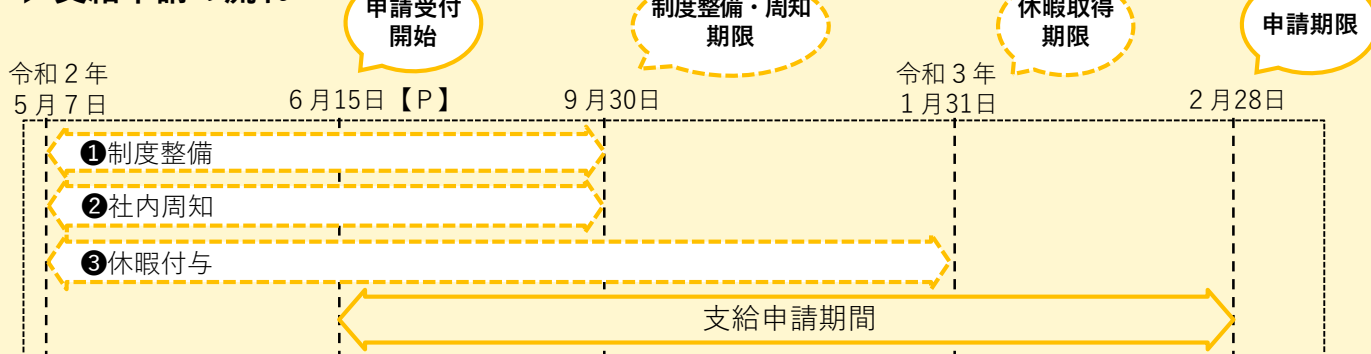
令和2年6月15日 から 令和3年2月28日まで

\*雇用保険被保険者の方用と、雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。

\*事業所単位ごとの申請です。

事業主の皆さまには、この助成金も活用しつつ、  
妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。

### ▶支給申請の流れ



支給要件の詳細や具体的な手続、支給申請書のダウンロードはこちらから

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11686.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html)

（注）＜新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは＞

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることを義務付ける措置。適用期間は、令和2年5月7日から令和3年1月31日まで。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000628247.pdf>

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に

本助成金及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口を設置しています

受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）



厚生労働省 愛媛労働局 雇用環境・均等室 TEL 089-935-5222